

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団  
職員の給与に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下「当財団」という。）の職員の給与等について定めることを目的とする。

2 契約職員又は臨時職員等就業形態の異なる者については、この規程は適用しない。

(給与の構成)

第2条 職員の給与は、基準内給与及び基準外給与で構成される。

2 基準内給与は、基本給で構成される。

3 基準外給与は、時間外労働手当及びその他の手当で構成される。

4 時間外労働手当は、平日時間外労働手当、休日労働手当及び深夜労働手当で構成される。

5 その他の手当は、通勤手当、専門職手当、役職手当、期末手当及び特別手当で構成される。

(給与締切日および支払日)

第3条 給与の支給日は、毎月末日とし、その月の初日から末日まで（時間外労働手当については、前月の初日から末日まで）の間の給与を支給する。ただし、支給日が休日に当たるときはその前日において、その日にもっとも近い休日でない日に繰り上げて支給する。

2 期末手当の支給日は、その都度代表理事が別に定める。

3 計算期間中に途中で採用され、又は退職した場合の給与は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

4 前項の規程にかかわらず、次の各号の一に該当するときは職員（職員が死亡したときはその遺族）の請求により、給与支払日の前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

(1) 職員の死亡、退職、解雇のとき

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者が、結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、若しくは、職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とするとき

(3) その他、財団が特に必要と認めたとき

5 前項の金額は、その月の給与支払いの際に精算する。

(給与の計算方法)

第4条 遅刻、早退、欠勤などによって、所定労働時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給及び諸手当を支給しない。ただし、この規程又は就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

(給与の支払方法)

第5条 給与は、全額を通貨によって支払い明細書を添え、直接支払う。ただし、本人の申し出により、指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

2 前項の規程にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 市町村民税
- (3) 健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) その他給与控除につき、職員代表と協定したもの

## 第2章 基準内給与（基本給）

(基本給)

第6条 基本給は月給制とする。但し、所定労働日を欠務したときは、欠勤1日につき相当額を控除し支給する。

(基本給の決定)

第7条 各職員の受ける基本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度並びにその者の経歴、経験等を考慮して、別に定める給与表に基づき代表理事が決定する。

(定期昇給)

第8条 当財団は、毎年4月1日、基本給について定期昇給を行う。

- 2 定期昇給は勤務成績等を考慮して行う。
- 3 昇給に関する年の計算は、4月より翌年3月までの1カ年とする。

(臨時の昇給・減給)

第9条 職員が現に受けている基本給及び諸手当については、その者の勤務成績の評価により、昇給又は減給することがある。

(昇給中止)

第10条 第8条及び第9条の規定にもかかわらず、財団の業績、その他の事情により、昇給の一部又は全部を行わないことがある。

(昇給対象外)

第11条 第8条及び第9条の規定は、次の各項の一に該当する場合は、その対象とならない。但し、第4号については、程度、または情状により、減額して昇給させることがある。

- (1) 昇給日現在で勤務1年未満の者
- (2) 1年につき48日以上欠勤した者、又は1ヵ月平均4日以上欠勤した者

- (3) 休職期間中の者
- (4) 就業規則により制裁を受けた者、又は勤務成績が著しく不良の者

### 第3章 基準外給与

#### (時間外労働手当)

第12条 時間外労働手当は、次の算式により計算して支給する。なお、時間外労働1時間当たりの基本給与額（以下「時間単価」という。）は、基本給与月額を12乗し、年間総労働時間（8時間×5日×52週-8時間×16日（祝日）=1,952時間：年度により変動あり）で除した額とする。

- (1) 平日時間外労働手当 時間単価の100分の125を支給する
- (2) 平日深夜労働手当（22時から5時までの間に労働させた場合） 時間単価の100分の150を支給する
- (3) 週休日労働手当（週休日に労働させた場合） 時間単価の100分の135を支給する
- (4) 週休日深夜労働手当（22時から5時までの間に労働させた場合） 時間単価の100分の160を支給する

#### (通勤手当)

第13条 通勤のために公共交通機関を利用する職員等には、通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、当該職員等の居住地より当財団までの最も合理的な公共交通機関を利用する場合に、原則として通用期間3ヵ月の定期券の価格を支給する。ただし、勤務実日数に基づき積算される通勤に要する費用が定期券の額を下回る場合は、その実費を支給することとする。

3 月の途中で採用となった者の通勤手当は、採用の日から日割計算により支給する。また、月の途中における順路の変更による通勤手当の額の変更等は、その事実の届出のあった日から日割計算により支給する。

4 通勤手当の支給を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、これを返納させるものとする。

- (1) 退職又は解雇されたとき
- (2) 2月以上の休職、欠勤、又は出張したとき
- (3) 住所変更等により通勤の経路又は区間等を変更する必要があるとき

#### (専門職手当)

第14条 専門職手当は、その職務の専門性、その者の経歴、経験等を考慮して決定し、基本月給に含めて支給する。

#### (役職手当)

第15条 役職手当は、代表理事が別に定める賃金表による。

2 役職手当は、その職務の複雑、困難及び責任の度ならびにその者の経歴、経験等を考慮して決定する。

(期末手当)

第16条 期末手当は、原則として毎年7月及び12月の支給日現在在席する職員に対し、理事会の承認を得た上で支給することができる。

2 前項の賞与の額は、予算の範囲内で、法人の業績及び職員の人事考課等を考慮して各人毎に決定する。

(特別手当)

第17条 特別手当は、事業年度終了後、その期間の貢献度に応じて、予算の範囲内で支給することができる。

2 前項の特別手当の支給細目は、代表理事が別に定める。

#### 第4章 その他給与の扱い

(休職期間中の給与)

第18条 休職期間中の給与については、支給しないものとする。

(臨時休業の給与)

第19条 財団の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業手当として、休業1日につき過去1年間の平均給与日額の100分の60を支給する。

(休暇等の給与)

第20条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

2 当財団が実施する健康診断に要する時間は、有給とする。

(職員の派遣・受入)

第21条 外部機関に派遣される職員及び外部機関からの受入職員について、当該機関より給与を受ける場合には、給与は支給しない。ただし、代表理事が必要と認める場合には、この限りではない。

(月の途中で復職、昇給・減給がある場合)

第22条 月の初日以外の日において、復職した者及び基本月給の額に変更があった者に支給するその月の給与の額は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算により算出した額とする。

(退職者等)

第23条 職員が休職を命ぜられ、退職し、解雇され又は死亡したときに支給するその月の基本月給及び諸手当（通勤手当を除く。以下同じ）の額は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算により算出した額とする。

(基本月給の減給)

第 24 条 職員が欠勤、遅参、早退等（就業規則第 70 条の規程により許可を受けた場合を除く）により勤務しなかった日又は時間があるときは、当該勤務しなかった日につき当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算により算出した基本月給及び諸手当の額又は 1 時間当りの基本月給及び諸手当の額（当該月の基本月給及び諸手当の額を 160 で除して得た額）に、当該勤務しなかった日数又は時間数を乗じて得た額をその職員の給与から減額する。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

（日割計算の方法）

第 25 条 この規程に定める基本月給及び諸手当の日割計算の方法は、当該計算期間の所定労働日数により日額を算出し、これに基本月給及び諸手当（通勤手当を除く）の支給を停止するまでの所定労働日数を乗ずることにより行うものとする。

（端数の処理）

第 26 条 この規程に定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

## 第 5 章 補 則

（委任）

第 27 条 この規程に定めるもののほか、当法人の職員の給与等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

2 前項については、予め職員の代表者の意見を聞いて行うものとする。なお、この規程を改廃する場合も同様とする。

附 則

1 この規程は、2023年6月24日から施行する。

（別表：第 7 条関係）給与表

第 1 級	100,000	第 31 級	245,000	第 61 級	390,000
第 2 級	105,000	第 32 級	250,000	第 62 級	395,000
第 3 級	110,000	第 33 級	255,000	第 63 級	400,000
第 4 級	115,000	第 34 級	260,000	第 64 級	405,000
第 5 級	120,000	第 35 級	265,000	第 65 級	410,000
第 6 級	125,000	第 36 級	270,000	第 66 級	415,000
第 7 級	130,000	第 37 級	275,000	第 67 級	420,000
第 8 級	135,000	第 38 級	280,000	第 68 級	425,000
第 9 級	140,000	第 39 級	285,000	第 69 級	430,000
第 10 級	145,000	第 40 級	290,000	第 70 級	435,000
第 11 級	150,000	第 41 級	295,000	第 71 級	440,000

第 12 級	155,000	第 42 級	300,000	第 72 級	445,000
第 13 級	160,000	第 43 級	305,000	第 73 級	450,000
第 14 級	165,000	第 44 級	310,000	第 74 級	455,000
第 15 級	170,000	第 45 級	315,000	第 75 級	460,000
第 16 級	175,000	第 46 級	320,000	第 76 級	465,000
第 17 級	180,000	第 47 級	325,000	第 77 級	470,000
第 18 級	185,000	第 48 級	330,000	第 78 級	475,000
第 19 級	190,000	第 49 級	335,000	第 79 級	480,000
第 20 級	195,000	第 50 級	340,000	第 80 級	485,000
第 21 級	200,000	第 51 級	345,000	第 81 級	490,000
第 22 級	205,000	第 52 級	350,000	第 82 級	495,000
第 23 級	210,000	第 53 級	355,000	第 83 級	500,000
第 24 級	215,000	第 54 級	360,000	第 84 級	505,000
第 25 級	220,000	第 55 級	365,000	第 85 級	510,000
第 26 級	225,000	第 56 級	370,000	第 86 級	515,000
第 27 級	230,000	第 57 級	375,000	第 87 級	520,000
第 28 級	235,000	第 58 級	380,000	第 88 級	525,000
第 29 級	240,000	第 59 級	385,000	第 89 級	530,000
第 30 級	245,000	第 60 級	390,000	第 90 級	535,000

#### 特別手当支給細目

- 1 特別手当を支給する場合は、本則に定める支給細目に従うものとする。
- 2 各人毎の特別手当の支給額については、代表理事がこれを承認する。